

[事案 24-178] 手術給付金支払請求

・平成 25 年 9 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

手術給付金の請求をしたが、「悪性新生物根治手術」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右環指皮膚腫瘍との診断を受けて、平成 24 年 9 月に受けた皮膚悪性腫瘍切除術について、医療保険にもとづいて手術給付金の支払いを求めたところ、皮膚腫瘍が「良性」であったことを理由に支払われなかった。以下の理由により、本手術は「悪性新生物根治手術」に該当するので、同手術にもとづく手術給付金（倍率）を支払ってほしい。

- (1) 本手術は、約款において悪性新生物の定義やその判定方法は定められていない中で、事前の医師の診断に従い「皮膚悪性腫瘍切除術」として実施されたものである。
- (2) 診断書においては、診療報酬区分として、悪性新生物を治療する手術の区分が記載されている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は本手術によって切除された腫瘍が「良性」であったとの回答をしており、この手術は手術給付金の支払事由に該当しない。
- (2) 悪性新生物の判断基準については約款に規定がないが、単に手術の名称ではなく、病理組織診断によって判断することが契約者間の公平に資する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 手術給付金の支払いを受けるには、約款の手術倍率表に定めるいずれかの手術に該当する必要があるが、本件では、申立人の受けた皮膚悪性腫瘍切除術が「悪性新生物根治手術」に該当するか否かが問題となる。
2. 以下の理由により、申立人の受けた手術は「悪性新生物根治手術」に該当せず、申立人の請求は認められない。
 - (1) 約款に用語が定義されている場合にはその定義に従って判断されるべきであるが、約款上定義されていない場合には、保険契約および約款の趣旨を考慮しつつ、社会通念上合理的な約款解釈がなされるべきである。
 - (2) 悪性新生物（悪性腫瘍）であるか否かの判断は医学的・客観的に判断されるべきであり、最終的な判断は病理組織検査後の確定診断によるべきであると判断されるが、本件において申立人の罹患した疾病は「色素性母斑」とであると確定診断されており、「色

素性母斑」は悪性新生物（悪性腫瘍）には該当しない。

(3) なお、保険診療報酬区分はあくまで健康保険診療報酬請求のための区分であり、必ずしも実際の診断内容と一致しているものではない。